

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社安藤・間
業者の住所：東京都港区赤坂 6 - 1 - 2 0
- 2 指名停止措置期間：令和元年 5 月 1 5 日～令和元年 7 月 1 4 日
- 3 指名停止措置の範囲：九州防衛局管轄区内（福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県）

4 事実概要

本件は、株式会社安藤・間が福岡市内で施工していた民間発注の一般工事において、平成 2 9 年 1 0 月 2 2 日台風が接近していたにもかかわらず、適切な措置をせず足場が倒壊し通行人に死亡者を生じさせた事故により、平成 3 1 年 4 月 3 日、使用人が福岡簡易裁判所から業務上過失致死罪で罰金刑の略式命令を受けたものである。

5 指名停止措置理由

当該業者たる株式会社安藤・間が施工していた民間発注の一般工事において、公衆損害事故を発生させ、使用人が業務上過失致死罪で罰金刑の略式命令を受けたことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 1 第 6 号（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）に該当する。

従って、本件については、指名停止 2 か月を適用する。

<指名停止措置要領付表第 1 >

措 置 要 件	期 間
1～5 省略 (安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	当該認定をした日から 1 月以上 3 月以内
6 対象区域内における工事等で発注機関契約工事等以外のものの履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	
7～8 省略	